

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外32名

被告 中部電力株式会社

原告準備書面 56

令和6年7月22日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

外

被告準備書面41に対する反論（2）

1 第3, 3（2）・53頁以下

被告主張は字数こそ多いが、原告主張にまったく向き合っていない。

被告は、A-17グループを「震源として考慮する活断層」としては評価しながら、「耐震重要施設の地盤に存在する」活断層としては評価しない理由について、以下のとおり答えている。そもそも、A-17グループについては、東西方向

の圧縮応力によって堆積層が固結する前にゆっくりと変形していく褶曲構造としてはすでにその活動を停止していると考えられるが、震源断層としては安全評価上念のため、断層関連褶曲の可能性を考慮することとしたと従前の主張を繰り返し、その上で地表付近に直接露出する地盤に変位を与える断層としては評価しない理由は

①被告が敷地内断層の活動性については、切り切られの関係及び上載地層を用いて評価している

②被告が A-17 グループの褶曲構造が断層関連褶曲である可能性を考慮したのは、耐震重要施設等の安全機能が地震によって損なわれることがないように安全評価上念のため慎重に安全側の考慮として地下の震源断層を仮定した地震動評価を行っているものである

からだと主張している。

だが、①について言えば、そもそも切り切られの関係でわかるのは、交差する断層間において、どちらがより早く形成された断層か、という事実だけであり、最後に動いた断層がどちらかは、切り切れ関係では判明しない。これは単純な論理の問題である（原告準備書面 38・7 頁以下）。また、H 断層系においても A-17 グループにおいても敷地内に上載地層は存在しない（ただし、A-17 グループには上載地層に変異がある断層が発見されている（原告準備書面 54・5 頁以下））。

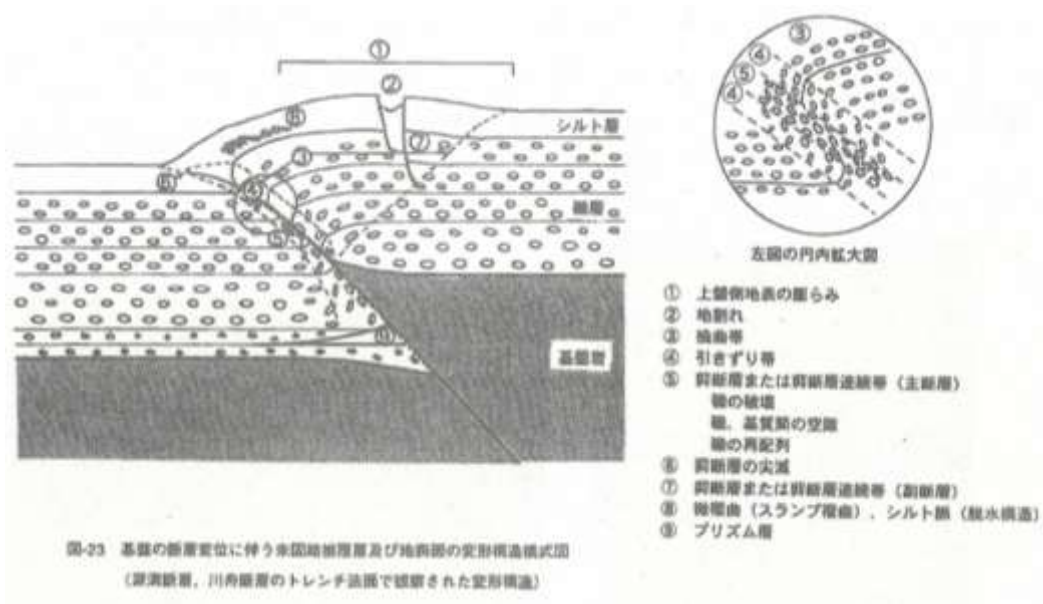
②については、震源断層としてと同様に、耐震重要施設直下に存在する活断層としても慎重に安全側の考慮をすべきことに変わりはないのであるから、そもそも反論にもなっていない。

2 第3, 4（1）について

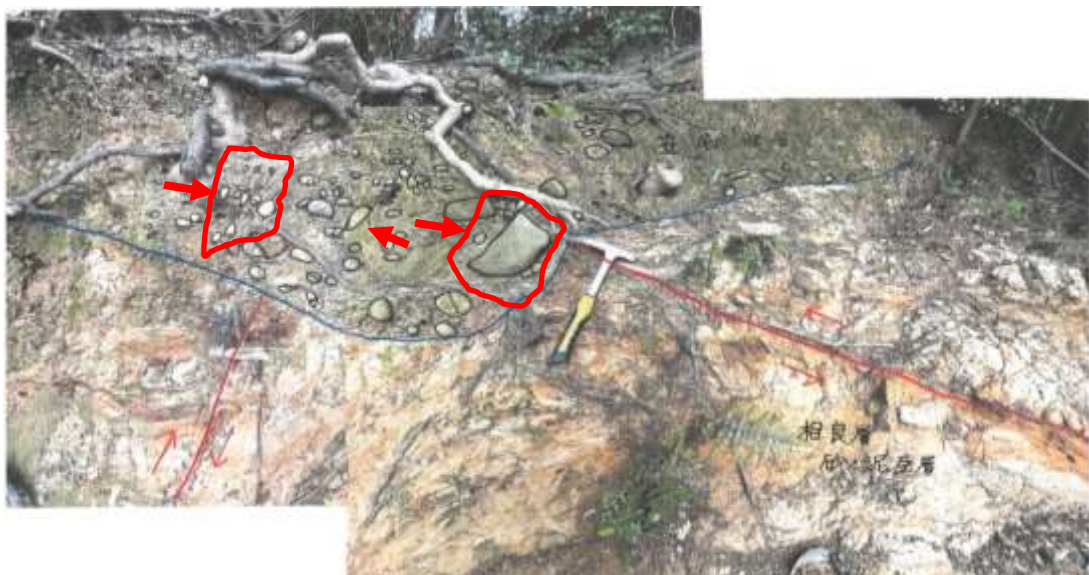
話の順序が前後するが、まず、58 頁記載の礫の縦方向の特徴に関して述べる。被告はまさに原告主張の根拠を提示しているものである。

被告は、下図を掲示した上で「断層変位によって生ずる礫の縦方向の堆積の

特徴とは、下記の模式図に示す様に、基盤岩の断層が活動して変位を生ずることにより、上位に堆積する礫層内部にも、基盤岩の断層延長部に断層が生じ、この礫層内部の断層に沿って礫が回転し、礫の長軸が縦方向に並ぶ状況を指すもの」(58頁)と主張する。



本件露頭の上載地層上部表層は、本来断層崖が形成されていたと考えられるが、最長8万年の間に、川底に位置していた笠名礫層に生じていたであろう約30cm程度の変位は浸食で削られ、あるいは新たに堆積した河川堆積物(砂礫)で平滑化してしまう。だが、それらの影響を受けない下の部分では被告が掲示した図面と同じく、断層の延長線に沿って礫が回転し、礫の長軸が縦方向に並ぶ状況を呈している。

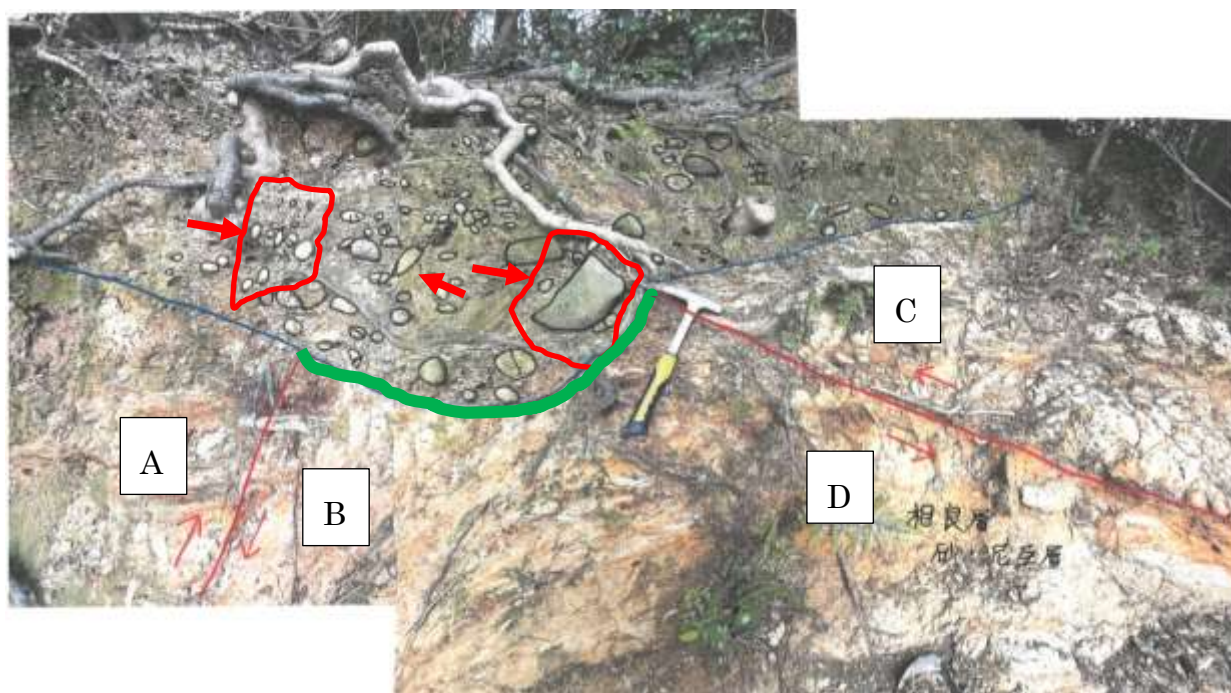


このような変位は、写真右に位置する相良層砂泥互層の断層によってもたらされたものと考えられ、まさに被告主張と一致するものである。

この点、被告は56頁で「逆断層の断層運動は、断層上盤が断層下盤の上に乗り上げる運動であるため、これによる上載地層の変位は専ら断層の上盤側の場所に発生するところ～略～矢印をもって礫の変位を指摘する箇所は、すべて断層下盤側の場所であって、上記の礫の変位は、いずれも逆断層の断層運動を示すものとはいえない」と主張する。

だが、この被告主張も、むしろ原告主張に沿ったものである。

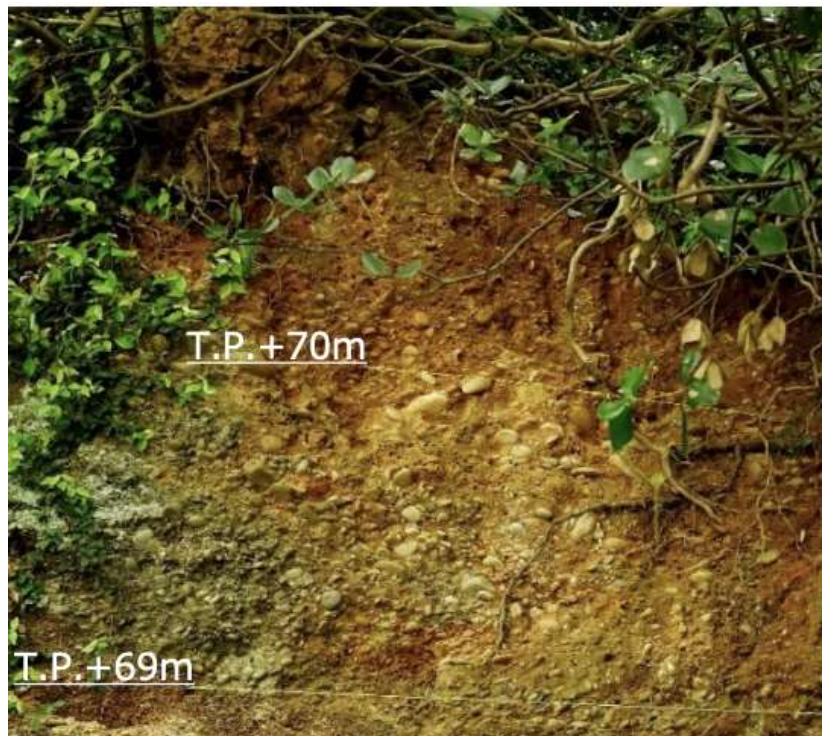
被告は本件露頭が複数の逆断層が入り組んだものであることを見落としている。下写真のとおり左側の礫の縦方向の変位は、まさに逆断層上盤側(A)の上部に位置するものであって、被告の言葉を借りれば「逆断層の断層運動を示す」ものである。



また、右の C/D の延長線上にある大きい礫の変位は、被告が示した図にある④引きずり帯の変位である。そして、太い緑線で示した部分はDとBの沈み込みによって生じた谷である。

次に、被告は、57頁において、乙B70・71頁の「厚さ1.5m程度の河川成と考えられる淘汰の悪い中一大礫層が載る」との記載を引用しているが、「淘汰の悪い」とは、一般的には川の上流部では大きな礫、中間部では中程度の礫、下流部では小さな礫が堆積しているところ、大中小の礫が混ざっていることを意味するものであり、原告主張に対する反論となるものではない。また、不鮮明な同頁の第42図に代えて「(乙B第70号証53頁 Loc. 4 地点) として自身が撮影して原子力規制委員会に提出した資料中の写真を掲載しているが、甲B118・32頁の写真は Loc. 4 地点ではなく、その南約200mに存在するものである(第42図の()内の表記参照)。

さらに、被告が提示した写真を拡大すると以下のとおりであり、礫はインブリケーション¹によりやや右上がりとなって堆積しているが、前掲露頭にあるような統一性のある礫の回転はみられない。



¹ 上流の河原の礫は洪水時に流され移動する。着底した際、上流に傾斜している礫は抵抗が少ないため安定するが、下流に傾斜している礫は水の抵抗が大きいため再び転がり流される。その結果、水位が引くと礫の並びは上流に傾斜した礫ばかりになることをいう。

3 第3, 4 (2) について

被告主張はまったく理由がない。

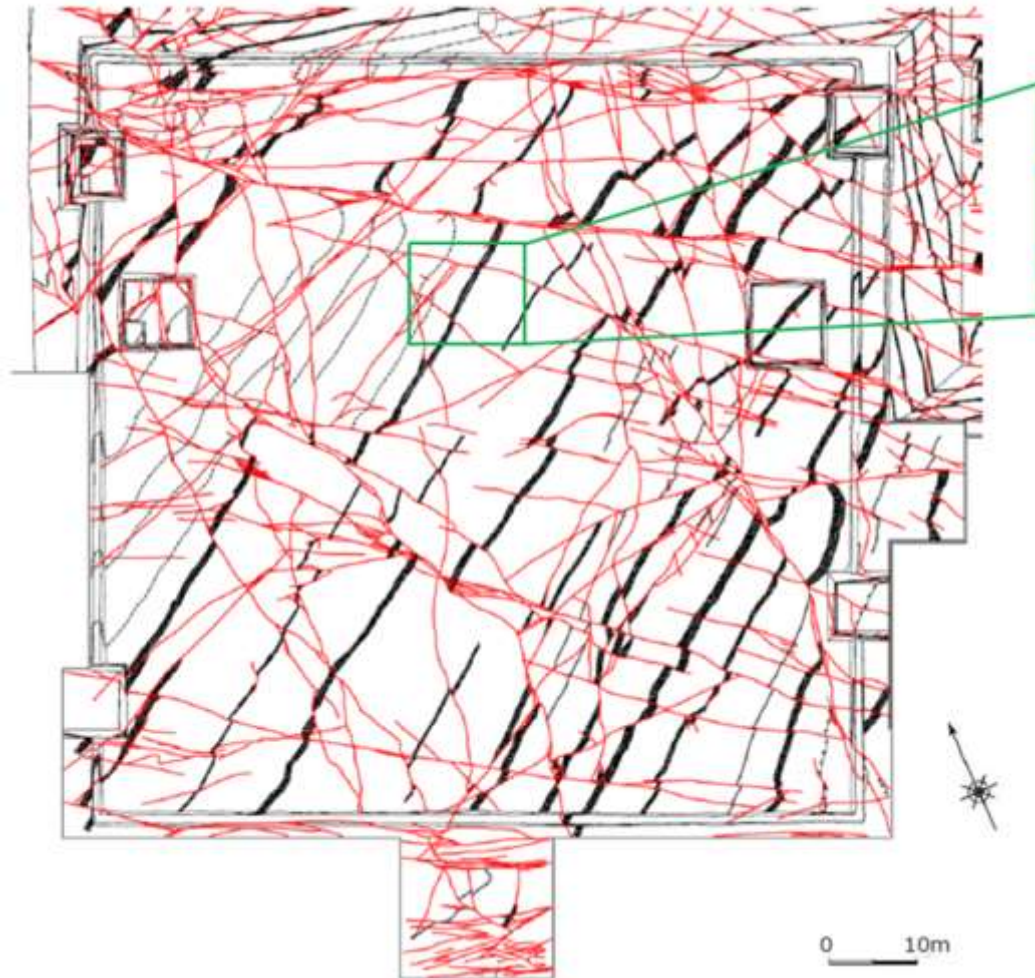
被告は、浜岡原子力発電所周辺の各断層（産総研を始めとして地質学上、揺るぎなく断層として認められている白羽断層を始めとする各断層を被告は相も変わらず「リニアメント・変形地形」と評して、頑として過小評価する姿勢を改めようとしていない）がお付き合い断層であることを認めながら、同じ機序で形成され、同じプレートテクトニクス運動に基づく圧縮応力を受けている、A-17 グループの褶曲構造に生じた各断層がお付き合い断層として動くことを否定しているが、「本件原子力発電所敷地及び極近傍においては変動地形は何ら認められない」とするだけで、それ以外には理由らしき理由がまったく述べられていない。だが、最長の白羽断層は、本件原子力発電所から約 3 km ほどの距離しかなく、地質学的にみて「極近傍」というしかない距離しか離れていない。



第 2 章 離散時間域信號處理

④凡例④ これらの説名は厚さ3~10 m 程度の異体砂に覆われており、説左地層物はその下位にある。
図中の1~4、説左部を突貫又は突貫させている補助地層 1: 薄層角砂 2: 新砂子異体 3: 石屑角砂 4: 粗砂5層砂 5: 砂岩質砂
6: 新砂質砂 7: 粗砂質砂 8: 砂岩質砂 9: 砂岩質砂

さらに浜岡原子力発電所重要施設の地盤面には、縦横無尽に変動地形＝断層が存在していることは、被告自身が認めるところである。



(浜岡原発 4 号機原子炉建屋直下に存在する無数の断層（赤線）。第 6 0 8 回
審査会合被告提出資料より（甲 B 8 4 ・ 2 6 頁）

被告は、本件原子力発電所における重大事故が、静岡県のみならず、首都圏もしくは東海圏という日本の枢要部に壊滅的被害をもたらすものであり、単なる勝ち負けが問題となる訴訟ではないことを果たして理解しているのであろうか？

4 第 3, 5 について

別書面にて主張する。

以上